

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ペラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。 貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。	318,093千円	H14.2.20 ルサカ(ザンビア)で (同日)	日本側 五月女光弘在ペラウイ大使 ペラウイ側 カニエンガンベタ在ザンビア イ高等弁務官代理	H15.2.13 31号
ペラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。 貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。	218,187千円	H14.2.20 ルサカ(ザンビア)で (同日)	日本側 五月女光弘在ペラウイ大使 ペラウイ側 カニエンガンベタ在ザンビア イ高等弁務官代理	H15.2.13 32号
ペラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。 貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。	315,107千円	H14.2.20 ルサカ(ザンビア)で (同日)	日本側 五月女光弘在ペラウイ大使 ペラウイ側 カニエンガンベタ在ザンビア イ高等弁務官代理	H15.2.13 33号
ペラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。 貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。	309,647千円	H14.2.20 ルサカ(ザンビア)で (同日)	日本側 五月女光弘在ペラウイ大使 ペラウイ側 カニエンガンベタ在ザンビア イ高等弁務官代理	H15.2.13 34号
ペラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。 貸付開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ペラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関係を購与すること。	174,323千円	H14.2.20 ルサカ(ザンビア)で (同日)	日本側 五月女光弘在ペラウイ大使 ペラウイ側 カニエンガンベタ在ザンビア イ高等弁務官代理	H15.6.24 191号
ペラウイ	リロンゲウエ・デッサザ地下水開発 設計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	リロンゲウエ・デッサザ地下水開発計画を実施するために必要な 1. 深井戸給水施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	518,000千円 H15.3.31まで	H14.8.7 ルサカ(ザンビア)で (同日)	日本側 五月女光弘在ペラウイ大使 ペラウイ側 フライザイ・ルイス・アラウイ高 等弁務官	H15.9.4 310号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

マラウイとの無償資金協力取極一覧

メラウイとの無償資金協力取極一覽

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅諭注B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
メラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とメラウイ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、メラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	211,596千円 -----	H15.3.6 フレンジ イヤで (同日)	日本側 石弘之在メラウイ 大使 フライダイ・ メラウイ側 フライダイ・ A・ジュンベ財務・経済 計画大臣	H16.6.15 262号
メラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とメラウイ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、メラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	1,223,563千円 -----	H15.3.6 フレンジ イヤで (同日)	日本側 石弘之在メラウイ 大使 フライダイ・ メラウイ側 フライダイ・ A・ジュンベ財務・経済 計画大臣	H16.6.15 263号
メラウイ	無償資金協力に関する日本国政府とメラウイ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、メラウイの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	525,666千円 -----	H15.9.10 ルサカ(ザ ンビア)で (同日)	日本側 石弘之在メラウイ 大使(ザンビアにて兼轄) メラウイ側 フライダイ・ ルイス・ワクタ在ザンビ ア	H17.8.22 836号
メラウイ	メラリア対策計画のための贈与に関する日本国政府とメラウイ共和国政府との間の交換公文	メラリア対策計画を実施するために必要な1.機材及びその調達に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	277,000千円 H16.12.15まで	H15.12.16 フレンジ イヤで (同日)	日本側 石弘之在メラウイ 大使 フライダイ・ メラウイ側 フライダイ・ A・ジュンベ財務大臣	H16.8.3 414号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。